

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）

（人事課）

一 趣旨

令和二年五月十二日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当の特例を措置するための改正

二 内容

新型コロナウイルス感染症に対処するために緊急に行われた措置に係る業務について、防疫業務手当の特例を措置

三 施行期日等

公布の日から施行し、令和二年一月二十八日から適用